

福山市市道等舗装（自社施工型）業務委託条件付一般競争入札試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市が発注する、市長が定めた区域に存する市が管理する道路（橋りょうを含む。）その他の公共土木施設の小規模な舗装業務（以下「市道等舗装（自社施工型）業務」という。）の入札について、電子入札システムにより入札後に必要な資格を審査する条件付一般競争入札（以下「一般競争入札（ダイレクト型）」という。）で試行することに関し、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（業務区域）

第2条 市道等舗装（自社施工型）業務を委託する区域は、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（昭和44年教育委員会規則第12号）に定める学区を基に定めた区域とする。

（入札参加資格要件）

第3条 市道等舗装（自社施工型）業務一区域につき1者に委託するものとし、当該入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 福山市建設工事入札参加資格を有する者で、対象工事の種類が舗装工事の認定を受けている者であること。
- (2) 市道等舗装（自社施工型）業務の区域内に、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた本店（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に定める主たる営業所をいう。）を有する者であること。
- (3) 市道等舗装（自社施工型）業務の公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外又は指名留保措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 舗装工事業に係る技術者の資格（法第26条第1項から第4項までに規定するものをいう。）を有し、かつ直接的な雇用関係にある者を、業務責任者として2名配置することができる者であって、そのうち1名を統括業務責任者として配置することができる者であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が個々の市道等舗装（自社施工型）業務ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者であること。

（契約の方法等）

第4条 市道等舗装（自社施工型）業務の設計図書等の数量は見込みであり、入札に参加しようとする者は、当該見込み数量で入札価格を算出し、入札を行うものとする。

- 2 前項の見込み数量は予定であり、契約締結後の数量を保証するものではない。
- 3 契約は施工名称ごとの単価契約とし、その額は、予定価格に対する入札価格の割合を、予定価格を算出する際の施工名称ごとの価格に乗じて得た額とする。
- 4 第1項の入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を支払限度額とし、支払限度額の増額及び契約単価の追加が必要な場合は、これを変更することができるものとする。この場合において、当初契約している単価及び単価を算出するための諸経費率は変更しないものとする。

(最低制限価格)

第5条 最低制限価格については、福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領（2007年（平成19年）4月1日施行）第3条第1号及び第4条に準じて設定するものとする。

(公告)

第6条 市長は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、市道等舗装（自社施工型）業務の概要、入札の手続等について定め、規則第27条の規定に基づき公告するものとする。

(電子入札システムの使用)

第7条 一般競争入札（ダイレクト型）は、原則として、福山市電子入札実施要領（2005年（平成17年）4月1日施行。以下「電子要領」という。）に定めるところにより電子入札システムを使用して行うものとする。

(入札手続)

第8条 入札に参加しようとする者は、市道等舗装（自社施工型）業務の公告に定める期限までに、入札書を提出しなければならない。

(開札処理)

第9条 契約担当課長は、入札後、電子要領に基づき、電子入札システムを使用して入札書を一括開札するものとする。ただし、障害等により電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、電子要領に基づき適切な処置をとるものとする。

- 2 契約担当課長は、最低価格入札者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として選定した後、落札決定を保留し、当該開札処理を終了するものとする。

- 3 前項の場合において、最低価格入札者が二者以上あるときは、電子要領に基づき電子くじを実施し、第一順位の者を落札候補者として選定するものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第10条 市長は、前条の開札手続の終了後、落札候補者に対し、公告に定める入札参加資格要件に応じて、次に掲げる書類を指定する期限までに提出するよう、電子入札システムの資格要件確認書類提出依頼書により求めるものとする。

- (1) 資格要件確認書類提出書
- (2) その他別に指定する書類

2 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第11条 契約担当課長は、入札参加資格の審査（以下「審査」という。）を開札執行時間の順序により行うものとする。

2 審査は、入札書及び前条第1項に規定する書類により行うものとする。

3 契約担当課長は、落札候補者の審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有していると認めるときは、その者を落札者とし、電子入札システムの落札決定通知書により、落札決定した旨を通知するものとする。

4 前項の場合において、入札参加資格を有していないと認めるときは、次順位者を落札候補者とし、前条第1項に規定する書類を資格要件確認書類提出依頼書により求め、審査を行い、落札者が決定するまで審査を行うものとする。

(無効入札)

第12条 市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者の入札を無効とする。この場合において、当該入札参加者に対し、指名除外措置を行うことがある。

(1) 第10条の規定により市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が、市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしないとき。

(2) 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わないとき。

(3) 審査において第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(4) 第10条第1項の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(5) その他当該業務等に係る契約の相手方となることができない事由が生じたとき。

2 市長は、前条の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

(設計図書等の販売等)

第13条 市道等舗装（自社施工型）業務の設計図書等は、公告に定める期間、指定複写先における設計図書等の書面等の販売又はその他の方法により確認の用に供する。

2 前項の設計図書等の販売は有償とし、その費用は入札に参加する者の負担とする。

(契約の解除に伴う措置)

第14条 受注者の責めに帰すべき事由により、市道等舗装（自社施工型）業務の契約を解除する措置を受けた者は、当該措置を受けた日から24か月を経過する日まで、当該業務の入札に参加することができないものとする。

2 契約の解除が行われた区域については、速やかに新たな者と委託契約を締結するものとする。

(その他)

第15条 その他必要な事項は、この要領に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2016年（平成28年）1月1日から施行する。

附 則

この要領は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。